Information





▶新しい制度が始まります

平成31年度より

小規模特認校制度を開始します

お知らせ

★学校教育課☎第1183·仁手小学校☎22967

小規模特認校制度

少人数ならではのきめ細やかな指導や地域の特 性を生かした体験活動など、特色ある教育活動 を行う学校を教育委員会が指定し、「このよう な環境で学びたい、子どもを学ばせたい」と希 望する児童と保護者に、一定の条件のもと市内 全域から入学を認める制度

本庄市教育委員会では、全ての学級の児童数がお おむね18人未満の小学校を小規模特認校に指定し、 平成31年度から制度を開始します。

- 小規模特認校に指定する学校 市立仁手小学校(本庄市仁手618)
- 小規模特認校への入学・転入学の条件 次の全ての条件を満たしていることが必要です。
- (1) 特別支援学級を除き、全学級が7学級以上の 学校の通学区域に居住している児童であること
- (2) 児童とその保護者が、小規模特認校の教育活 動などについて理解し、協力できること

- (3) 通学に当たっては、保護者の責任において通 学させること
- (4) 原則として、卒業まで在籍させること
- ●募集定員

平成31年度の小学1年生から6年生で各学年若干 名

●学校見学・授業体験

10月から11月末までの間に、当該校において随時 実施します。事前に学校へご連絡ください

申請方法

希望者は下記の期間に直接学校教育課(市役所4 階) へ

受付期間 12月3日月~14日金(土・日を除く) 午前8時30分~午後5時15分

■面接

児童及びその保護者に対して、教育委員会と学校 長による面接を実施します

▶お気軽にご相談ください

10月15日(月)~21日(日)は行政相談週間です

お知らせ

★市民課☎251113

この週間は、行政相談制度について広く広報し、 皆さんにこの制度を有効に利用していただくため、 各地で関係行事が行われます。市では、この行政相 談週間に合わせ、行政相談を行います。

- **日時** 10月18日休 午前10時~午後3時 (正午~午後1時を除く)
- ●会場 市役所1階市民相談室
- ●相談内容 福祉、医療、保険、年金、道路など
- ●予約方法 電話又は直接市民課(市役所1階)へ

○行政相談とは

行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、解 決・実現を促進する制度です。相談は、市役所で定 期的に開催しています(要予約)。日程及び予約方 法は、毎月広報ほんじょうでお知らせします(今月 号は29ページ)。

わがまちの行政相談委員

石田 祐寛 氏(本庄3丁目) 竹沢 弘子 氏(千代田3丁目) 奥原 栄一 氏(児玉町塩谷)



総務大臣から委嘱された行政相談委員が、市民の 皆さんの身近な相談相手として、国等に対する行政 上の苦情や意見・要望などを聴き、相談者への助言 や関係行政機関への通知等を行います。

※国や県、市の業務の区別がつかない場合でもお気 軽にご相談ください。



▶地域社会活動参加のきっかけに

映画『たった一度の歌』 本庄・児玉地域の魅力再発見

★埼玉県北部地域振興センター本庄事務所☎四1110

- **日時** 10月27日仕) 午後3時~4時30分
- 会場 ウニクスLive (ウニクス上里内)
- ●内容
- ・「たった一度の歌」の映画制作エピソードの講演
- ・農業合唱団「ナレッジ・ステープル・シンガー ズ による「たった一度の歌 劇中歌の演奏
- ・映画制作に関わったNPO法人「彩の国地域活 性化協会」の活動発表
- ●定員 50名(先着順)
- ●費用 無料
- ●申込 10月22日(月)までに 電話で埼玉県北部 地域振興センター 本庄事務所へ



0 0

▶本庄市の魅力を再発見!

市内の公共施設や観光スポットを巡る 市内施設めぐり

イベント

★広報課☎251155

●日時 11月17日(土) 午前9時30分~午後5時30分(予定)

コース

本庄市役所~本庄市議会(議場)~本庄市保健セ ンター~いずみ亭(そば打ち体験後、昼食〈そば〉) ~アスピアこだま~児玉郡市広域消防本部・中央消 防署(高機能消防司令センター)~本庄市役所

- ■対象 市内在住の小学生のお子さんとその保護者
- ●定員 15名(多数の場合抽選)
- ※応募人数が10名に満たない場合は中止します。
- ●費用 1人 1,000円 (昼食代・当日集金)
- ●申込 10月26円金(必着)までに往復はがきに参 加希望者全員(最大4名まで)の住所・氏名・年 齢・電話番号を記入の上、下記へ郵送

郵送先 〒367─8501 本庄市本庄3─5─3 本庄市役所広報課 魅力創造係



▶地域経済の活性化や財源確保等のために

市の公用封筒に広告を掲載しませんか

★財政課☎251163

市が使用する公用封筒に掲載する有料広告を募集 します。

●封筒規格 長形3号

主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書 送付用

- ●募集期間 10月26日金まで(必着)
- ●広告の規格等
- ①掲載位置 封筒裏面
- ②募集枠数 5枠
- ③枠の大きさ おおむね縦30mm×横85mm
- ④刷色 単色 (黒)
- ⑤印刷枚数 30,000枚
- ⑥広告料 1 枠あたり30,000円
- (7)掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期 間で、11月ごろから5か月程度

- 申込 次の書類を郵送又は直接財政課(市役所3) 階) へ提出
- ①有料広告掲載申込書(財政課で配布又は市ホー ムページからダウンロードしたもの)
- ②広告の原稿(電子データ)
- ③申込者の業務内容等がわかる書類 (パンフレッ ト等)
- ④市町村民税の納税証明書(申込者が市外の場合)

郵送先 〒367−8501 本庄市本庄3−5−3 本庄市役所財政課

【注意事項】

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・詳しくは「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧 ください。財政課又は市ホームページで閲覧でき ます。

5 平成30年10月1日号